青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第６次）の進捗状況等（令和７年度）【概要】

１．教育及び啓発活動の推進

１．学校等における教育・啓発等の推進

- 学習指導要領で学習の基盤となる資質・能力と位置付けられている情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するため、情報モラル教育ポータルサイトで学習コンテンツを提供するとともに、教職員等を対象としたオンライン研修を開催。【文科省】
- 有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を全国4か所で実施。(R7年度アンケートによる理解度は80%以上)【文科省】
- 児童生徒、保護者、教職員等を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」を実施。(R7年度2,224件実施、約43万人参加)【総務省、文科省】

２．社会における教育・啓発の推進

- インターネットトラブルの実例およびその予防法等について掲載する「インターネットトラブル事例集(2026年版)」を作成・公表。【総務省】
- 青少年を含む全世代を対象にした官民連携プロジェクト「DIGITAL POSTIVE ACTION」を開始し、ICTリテラシー向上の取組を推進【総務省】
- 情報セキュリティ10大脅威2025の個人編をベースに初学者の方向けに特に重要な対策を抜粋して解説した「情報セキュリティ10大脅威2025[個人編]（一般利用者向け）」を公開。令和7年度は18，123ダウンロード。【経産省】

３．家庭における教育・啓発の推進

- 令和8年1月、保護者向け啓発資料「毎日ネットに触れるこどもたちを守るために」を作成。【こども家庭庁】
- 各都道府県警察において、非行防止教室や情報モラル教室等の場で、児童や保護者等に対しインターネットに起因した犯罪の被害・非行状況やその防止対策について啓発活動を推進。【警察庁】

４．青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

- 情報セキュリティの初心者向けに、情報セキュリティ対策やSNSとの付き合い方等を解説する教材を作成・HPにて公開。令和7年度は、同教材が公開されているウェブページに35,878件のアクセス。【経産省】

５．社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進

- 卒業・進学・進級の時期に重点を置いて、令和８年2月から５月にかけて「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施し、集中的な啓発活動を展開。【こども家庭庁、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文科省、経産省】

２．青少年フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

１．フィルタリング利用を促進し、その水準を維持する取組の継続的な推進

- フィルタリングに係る携帯電話事業者等に対する義務の履行実態を把握するため携帯電話事業者や販売代理店に対する覆面調査を実施。【総務省】
- 春のあんしんネット・新学期一斉行動の際に、販売代理店やメーカー等の事業者・事業者団体に対し、フィルタリングの普及に向けて協力を要請するとともに、OS事業者やメーカー等による自主的取組について協力・支援。各社・各団体のWebサイト等での本行動に関する周知活動やペアレンタルコントロール機能の紹介等の協力を得た。【経産省】

２．利用を前提とした青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた技術的な青少年保護に係る取組の推進

- インターネット利用者からインターネット・ホットラインセンターに通報された情報を、フィルタリング提供事業者等に提供。【警察庁】

３．フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等

- 警察庁において、文部科学省及びこども家庭庁との連名により作成した「オンラインゲームをきっかけとして犯罪に巻き込まれるリスク」及び「生成AIによる画像加工等のリスク」に関する広報啓発資料を各省庁HPに掲載するとともに、各都道府県教育委員会等に周知。【警察庁、文科省、こども家庭庁】

４．インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究

- 青少年とその保護者を対象に青少年のインターネット利用環境実態調査を実施。【こども家庭庁】

３．民間団体等の支援

１．地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援

- 令和８年１月にネットモラルキャラバン隊全国フォーラムin東京を開催。【文科省】
- 青少年が主体となり、ネットとの関わり方や今後の社会の在り方等について、様々な世代とコミュニケーションを図る対話型のフォーラム・ワークショップを開催。(R7年度は2か所で実施）【文科省】

２．ウェブサイト運営者等による青少年の利用に適した環境維持の体制整備の支援

- ソーシャルメディア利用環境整備機構、セーファーインターネット協会及び法務省と共同で、「＃NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない！）」をスローガンにSNS上のやり取りで悩む方に役立てていただくための特設サイトを開設し、周知を実施。【総務省】

３．青少年のインターネット上の問題に関する相談対応等に対する支援

- 全国少年警察ボランティア協会が行う「インターネット利用による少年サポート活動」の効果的な推進についての協力や、サイバー防犯ボランティア活動に係る経費補助を実施。【警察庁】

４．その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援

- 安心ネットづくり促進協議会における「高校生ICT Conference」等の青少年に対する啓発活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。【こども家庭庁、総務省、文科省、経産省】

４．その他重要事項

１．インターネットを通じた青少年の犯罪被害等の抑止対策の推進

- ＳＮＳ事業者等で構成される「（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構」やゲーム事業者等で構成される「（一社）コンピュータエンターテインメント協会」等の青少年保護活動に参画し、警察庁から児童被害の情勢や被害傾向等に関する情報提供を行い、個々の事業者における自主的な児童被害防止対策の強化を推進。【警察庁】
- インターネット・ホットラインセンターの「ホットライン運用ガイドライン」を改訂し、「違法オンラインギャンブル等関連情報」を新たに違法情報として取扱範囲に追加するなど、インターネット・ホットラインセンターの取組を強化。【警察庁】
- SNSに起因する事犯の防止対策を強化するため、児童の性被害等につながるおそれのある不適切な投稿をサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組の対象となるSNSを拡大。【警察庁】
- 検察当局において、児童を被害者とする性犯罪等に対し、警察、児童相談所と連携し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、代表者が聴取を行う取組を実施するなど、児童の負担の軽減に向けて取組を推進【法務省】

２．青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

- 専用相談電話(こどもの人権110番）やインターネット(こどもの人権SOS-eメール)による相談受付、全国の小中学生への「こどもの人権SOSミニレター」の配布を実施。(R7年はインターネット上の人権侵害情報に係る相談7,295件を受理)【法務省】
- 法務省の人権擁護機関からプロバイダ等に対し、青少年等のものも含む名誉毀損・プライバシー侵害等情報の削除を要請。(R7年は349件）【法務省】

３．迷惑メール等の推進

- 特定電子メール法違反が疑われる送信者に対する警告メール(行政指導)を約5,000件送信。また、約21,000件の同法違反のメールに関する情報を送信元プロバイダに通知し、利用停止等の自主的な取組を促進。【総務省、消費者庁、経産省】

４．国内外における調査

- フィルタリング等の青少年保護施策の検討に資するため、我が国における青少年のインターネットの利用状況や諸外国における青少年保護の実態に係る調査研究を実施。【総務省】
- イギリスにおける青少年インターネット環境整備状況等の調査を実施。【こども家庭庁】

５．推進体制等

１．国における推進体制

- インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題及び論点について、関係府省庁が緊密に協力して検討する体制を確保し、必要な政策決定を行うため、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、３回の会議を開催。【こども家庭庁】

２．地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制

- 鳥取県及び高知県において、国・地方公共団体・民間団体が連携して、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催。【こども家庭庁】

３．国際的な連携の推進

- OECD勧告におけるリテラシー指標を踏まえ、青少年がインターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するためのテストを開発・実施し、分析結果をもとにリテラシー指標を公表。【総務省】

４．基本計画の見直し等

- 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会を開催（4回）するとともに、検討会の下に設置された「 インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」において、「課題と論点の整理」をとりまとめた。また、検討会の下に設置された「 青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ」を新たに設置・開催（3回）した。【こども家庭庁】